

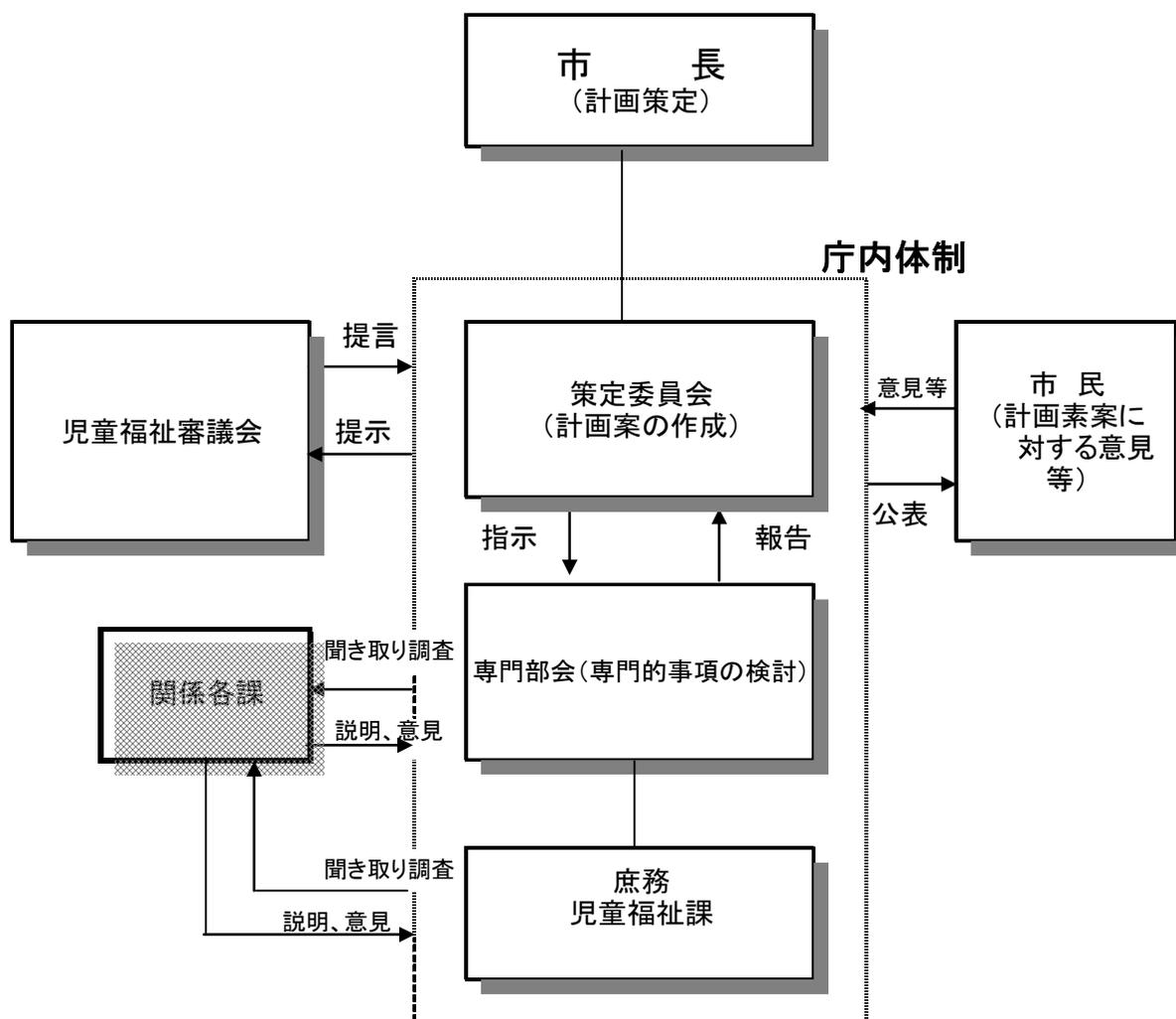
資料編

1 策定の経過

日 付	内 容
平成 20 年度 平成 21 年 1 月	越谷市子育て実態調査(就学前児童、小学校児童)配布・回収 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童 配布数： 2,500 件 回収数：1,144 件 回収率：45.8% ・小学校児童 配布数： 2,500 件 回収数：1,035 件 回収率：41.4%
平成 21 年度 平成 21 年 5 月 28 日	「越谷市児童福祉審議会」 <ul style="list-style-type: none"> ・越谷市次世代育成支援後期行動計画策定に係るニーズ調査結果について ・次世代育成支援後期行動計画の策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画に係る業務スケジュール及び作業部会の設置について
8 月 18 日	「越谷市児童福祉審議会・作業部会」 <ul style="list-style-type: none"> ・作業部会正副部会長の選出について ・平成 20 年度次世代育成支援行動計画前期計画の進捗状況について ・次世代育成支援後期行動計画の構成、体系等について
8 月 28 日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会」 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法制定と後期行動計画の策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期計画策定について
8 月 31 日	「越谷市児童福祉審議会」 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度次世代育成支援行動計画・前期計画の進捗状況について ・次世代育成支援対策推進法制定と後期行動計画策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画策定について
10 月 19 日	「団体ヒアリング」 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークル団体及び通園施設保護者会
10 月 19 日	「越谷市児童福祉審議会・作業部会」 <ul style="list-style-type: none"> ・越谷市次世代育成支援後期行動計画に係る個別事業の検討について

日 付	内 容
11月13日	「越谷市児童福祉審議会・作業部会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画に係る個別事業の検討について
11月17日	「労働組合との話し合い」 ・次世代育成支援対策推進法制定と後期行動計画策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画に掲げる新規及び追加事業について
11月30日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会専門部会」 ・次世代育成支援対策推進法制定と後期行動計画策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画書（策定骨子）について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画・新規及び追加事業について
12月15日	「越谷市児童福祉審議会作業部会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案について
12月22日	「越谷市児童福祉審議会」 ・越谷市次世代育成支援後期計画素案について
平成 22 年 1月21日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案について ①施策体系（施策の方向）の一部変更について ②個別事業における新規・追加事業について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案のパブリックコメントの実施について
1月29日 ～ 3月1日	「越谷市次世代育成支援後期行動計画素案に対するパブリックコメントの実施」
3月19日	「越谷市児童福祉審議会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案に対するパブリックコメントの結果について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画について
3月23日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会専門部会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案に対するパブリックコメントの結果について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画について
3月24日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案に対するパブリックコメントの結果について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画について

2 計画策定体制



策定委員会メンバー 企画部長 総務部長 協働安全部長 ○健康福祉部長 ◎児童福祉部長
 環境経済部長 建設部長 都市整備部長 市立病院事務部長
 教委・教育総務部長 教委・生涯学習部長

◎委員長 ○副委員長

専門部会構成課等 企画課 人事研修課 地域活動推進課 社会福祉課 市民健康課
 児童福祉課 保育課 産業支援課 道路街路課 公園緑地課
 市立病院庶務課 教委・指導課 教委・生涯学習課 専門職員

◎ 児童福祉部副参事 ○健康福祉部副参事 ◎部会長 ○副部会長

3 越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画原案を作成するため、越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置するとともに、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 策定委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画策定に関すること
- (2) その他行動計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には、児童福祉部長を、副委員長には、健康福祉部長をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、行動計画策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員長は、策定委員会を代表し、会議の座長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に、専門的事項の検討及び調査研究を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には、児童福祉部副参事、副部会長には、健康福祉部副参事を充てる。
- 3 専門部会の部会員は、別表2に掲げる課の課長相当職もしくは副課長当職にある者及び児童の育成に関わる専門職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会議の座長となる。

- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は部長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門部会の会議は、部長が招集する。

- 2 部長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。
- 3 専門部会に連絡調整会議を置き、部長は、必要に応じて会議を開くことができる。
- 4 部長は、会議の結果を策定委員会に報告しなければならない。

(連絡調整会議)

第9条 行動計画の特定項目の検討及び計画案の全体の調整を図るため、保育、母子保健等に関わる専門部会員により連絡調整会議を随時開催することができる。

- 2 連絡調整会議は、必要があると認めるときは、関係課から説明を求め、又は意見を聴取することができる。
- 3 会議結果は、部長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 策定委員会及び専門部会の庶務は、児童福祉部児童福祉課が処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

行動計画策定委員

企	画	部	長
総	務	部	長
協	働	安	全
健	康	福	祉
児	童	福	祉
環	境	経	済
建	設	部	長
都	市	整	備
市	立	病	院
教	育	委	員
教	育	委	員

行動計画策定委員会専門部会

企	画	部	企	画	課
総	務	部	人	事	研
協	働	安	全	部	地
健	康	福	祉	部	社
健	康	福	祉	部	市
児	童	福	祉	部	児
児	童	福	祉	部	保
環	境	経	済	部	産
建	設	部	道	路	街
都	市	整	備	部	公
市	立	病	院	事	務
教	育	委	員	会	教
教	育	委	員	会	生

4 越谷市児童福祉審議会委員名簿

氏 名	選 出 母 体 等	備 考
四方 準一	埼玉県越谷児童相談所長	
小坂 高洋	埼玉県越谷保健所長	
出村 常子	越谷市子育てサークルネットワークの会幹事	部会長
鈴木 百合子	越谷市私立保育園協会理事	
佐藤 博	越谷市民生委員・児童委員協議会長	
小川 荀子	越谷市民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）	
鈴木 操	越谷市商工会理事	
内田 泰代	越谷市子ども会育成連絡協議会幹事	
山崎 理恵	越谷市青少年相談員協議会顧問	
竹村 厚子	越谷市私立幼稚園協会理事	
保坂 不二夫	越谷市小学校長会(増林小学校長)	
板垣 明	越谷市中学校長会(千間台中学校長)	
手塚 清二	越谷市PTA連合会常任理事	
田口 玄明	埼玉県立越谷特別支援学校長	
大村 純一郎	越谷市医師会理事	
鈴木 眞理子	埼玉県立大学 保健福祉医療部 社会福祉学科 教授	会長
角田 巖	文教大学 人間科学部 人間科学科 教授	副会長
赤羽 和菜	公募委員	
谷塚 秀男	公募委員	
白鳥 明子	公募委員	副部会長

(順不同、敬称略)

5 越谷市子ども憲章

本市では、市制 40 周年を記念し、21 世紀を担う子どもたちの健全な成長を願うとともに、子どもたち自身が自ら考え行動できる指針として、その目標や理想を定め、子どもは自立に向け努力し、大人は子どもの自立を支える糧となるよう、子ども憲章を平成 10 年 11 月 3 日に制定しました。

みず みどり たいよう めぐ こしがやし みらい にな
水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、
ゆめ ほこ も なかなかよ たす あ い ちか
夢と誇りを持ち、みんな仲間良く助け合って生きていくことを誓い、
こしがやし こ けんしょう さだ
ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

じりつ
自立—わたしたちは、
たが みと はげ あ
互いに認め励まし合い、
じぶん みち あゆ
自分の道を歩んでいきます。

せきにな
責任—わたしたちは、
れいぎただ まも
礼儀正しく、きまりを守り、
せきにな も こうどう
責任を持って行動します。

けんこう
健康—わたしたちは、
いのち たいせつ
生命を大切にし、
あか い
明るく、たくましく生きていきます。

かんしゃ
感謝—わたしたちは、
おも こころ
思いやりの心と、
きも も つづ
“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

かんきょう
環境—わたしたちは、
しぜん ぶんか たいせつ
自然や文化を大切にし、
かんきょう
環境にやさしくします。

6 用語集

【あ行】

■育児休業制度

1歳未満の子供をもつ労働者の申出により、養育のため一定期間休業することができる制度。

■オストメイト

病気などが原因で、腹壁に人工肛門、人工膀胱を持つ人の国際的な名称。

■NPO

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for Profit Organization」の略で、利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織(団体)のこと。活動はさまざまな分野に及んでいるが福祉を主な活動にする組織が圧倒的に多い。平成10年12月にNPO法(特定非営利活動促進法)が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになっている。

【か行】

■コーホート変化率法

人口推計法の一つ。コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法をいう。コーホート法には、出生・死亡、転入・転出の各要因の変化を個別に捉える「コーホート要因法」と各変化要因をひとまとめにした「コーホート変化率法」の2種類があり、このうち、コーホート変化率法は2時点におけるコーホートの変化率を用いて推計する方法。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子ども数を表す。

■越谷市総合振興計画

総合振興計画とは、市の最上位計画として、市の最も基本となる計画。第4次越谷市総合振興計画(計画期間：平成23年～平成32年)を策定している。

■子育てサロン

保護者の子育ての負担感の軽減等を図るため、相談員(子育て経験者)を通して子育てに関する悩みを相談したり、子育て中の方同士の交流を行っている。

【さ行】

■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方の実現を推進するため、企業や事業主団体及び労働者に対して、強力に周知啓発を実施し、取組を促進していくためのもの。

■次世代育成支援対策推進法

少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とし、平成15年(2003年)に成立。国の行動計画策定指針に則り、市町村、国及び企業等に法の目標達成に向けて講ずる措置等を盛り込んだ行動計画の策定を義務づけている。

■児童虐待防止ネットワーク

住民にもっとも近い市町村においては、家庭の(親子の)状況を把握しやすく、また家庭の支援に対し迅速に対応することができることから、その市町村において、幅広い関係の機関が虐待防止のための共通知識を持ち、連携するためのネットワーク。越谷市においては平成11年に越谷市児童虐待防止ネットワーク会議を設置。平成17年には要保護児童対策地域協議会に改組。

■ショートステイ

児童や障がい児・者、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けること。

■スクールガードリーダー

児童・生徒を対象にした防犯活動で、スクールガード（学校安全ボランティア）を統率して指導・助言を行う人。近年、全国各地でスクールガードの組織化が進んでおり、警察官OBなどが指導官として就任している。地域学校安全指導員。

■スクール・カウンセラー

児童生徒の学校生活上の課題解決に関わる援助を中心としたカウンセリングをスクール・カウンセリングという。その中心となる担当者をスクール・カウンセラーと呼ぶ。スクール・カウンセリングは、学校教育の一領域としての児童生徒指導の中心的活動として位置づけられ、個々の児童生徒がそのかけがえのない個性を実現できるように援助することが期待されている。

■生産年齢人口

15歳～64歳までの人口のこと。

【た行】

■男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。（男女共同参画社会基本法第2条より）

■特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの状態に応じた教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行い、一人ひとりの子どもの生きる力を育む教育のこと。

■トワイライトスティ事業

ひとり親家庭等で、親の帰宅が仕事等の都合で遅いため、夜間一人で過ごしている子どもを放課後からおおむね夜10時ごろまで預かり、夕食、入浴などを提供する事業。

【な行】

■認定子ども園

幼稚園、保育所等のうち「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」、「地域における子育て支援を行う機能」の2つの機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる。

■年少人口

15歳未満の人口のこと。

【は行】

■バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を取り除こうという考え方。

■晩婚

平均初婚年齢より遅い年齢とする結婚のこと。

■ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者で構成された会員組織で、地域における育児の相互援助活動。一時的・緊急的な保育ニーズに応え、労働者の仕事と育児との両立を可能とすることを目的としている。

■ファミリー・フレンドリー企業

仕事と家庭の両立が容易となる様々な制度を導入し、育児休業、介護休業等を取りやすい環境づくりを行う企業。

■福祉保健オンブズパーソン

市や市の関係する福祉保健サービスに関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図る制度。

■ プレーパーク

普通の公園のように整備がされておらず、手づくりの遊具が置かれていたり、火を使った食事作りや穴掘り、泥んこ遊びなど、通常の公園では出来ないようなことが自由に出来る冒険遊び場。

■ ヘルスプロモーション

ヘルスプロモーション (Health promotion) とは、自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセスのこと。

■ 保育ステーション

駅前に保育室 (保育ステーション) を設置し、保護者に代わり子どもを保育園に送迎し、日中の保育は保育園で行い、夕方保育園が終了後は保育ステーションに戻り、保護者が迎えにくるまでの保育を行う。さらに、日中空いた保育室 (保育ステーション) で、育児相談や一時保育も行っている。

【や行】

■ ユニバーサルデザイン

すべての人に使いやすいものであれば、障がい者にも使いやすくなるように、身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、年齢や性別などに左右されず、すべての人が使いやすいようにと考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの。

【ら行】

■ 療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

■ リトミック

スイスの作曲家ダルクローズによって草案された音楽教育のための方法。幼児の感受性や表現力を発達させ、個性を養うという点で児童教育に取り入れられた。リトミック（フランス語）を英語に直すとリズムック、またはリズムカル。

【わ行】

■ ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させて、性別や年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

越谷市次世代育成支援行動計画
(後期計画・平成 22～26 年度)

みんなで子育て越谷プラン

発行日 平成 22 年 3 月

発 行 越谷市役所

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷 4-2-1

TEL 048-964-2111(代)

FAX 048-963-8421

URL <http://www.city.koshigaya.saitama.jp>

編 集 越谷市児童福祉部 児童福祉課
